

■ 給与支払報告書(個人別明細書)の記入について

⑧ 給与支払報告書(個人別明細書)

※ 受給者のマイナンバーを必ずご記入ください。

※ 受給者の氏名・フリガナをご記入ください。

※ 特定親族の数をご記入ください。

※ 年齢16歳未満の扶養親族の数をご記入ください。

※ 前職分・他社分を含む場合は必ずご記入ください。

(前職)〇〇株式会社 給与〇〇〇円 社保〇〇〇円 源泉〇〇〇円 令和7年〇月〇日退職

※ 支払った保険料の金額を必ずご記入ください。

※ 収入金額が850万円を超える受給者は、所得金額調整控除が適用される場合があります。

※ 支払った保険料の金額を必ずご記入ください。

※ 基礎控除の額に相当する金額が58万円以外である場合は、所得金額に応じた額を記入してください。

※ 扶養親族等のフリガナ・氏名・マイナンバーを必ずご記入ください。

※ 5人目以降の特定親族特別控除対象の個人番号をご記入ください。

令和8年度の場合、平成20年1月3日以降生まれの方が該当します。(成年年齢引き下げに伴う措置)

※ 退職された方については、必ず退職年月日をご記入いただき、給与支払報告書を提出してください。記入がない場合は、特別徴収の対象とみなすことがあります。

※ 生年月日を必ずご記入ください。

■ 控除対象扶養親族等の区分について

(注)特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族で合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。

- 控除対象扶養親族が国外居住の場合の区分
 - 01: 30歳未満又は70歳以上、02: 30歳以上70歳未満の留学生、03: 30歳以上70歳未満の障害者、04: 30歳以上70歳未満で38万円以上送金
- 特定親族が国内居住の場合の区分(特定親族の合計所得金額に応じる)
 - 10: 58万円超85万円以下、20: 85万円超90万円以下、30: 90万円超95万円以下、40: 95万円超100万円以下、50: 100万円超105万円以下、60: 105万円超110万円以下、70: 110万円超115万円以下、80: 115万円超120万円以下、90: 120万円超123万円以下
- 特定親族が国外居住の場合の区分(特定親族の合計所得金額に応じる)
 - 11: 58万円超85万円以下、21: 85万円超90万円以下、31: 90万円超95万円以下、41: 95万円超100万円以下、51: 100万円超105万円以下、61: 105万円超110万円以下、71: 110万円超115万円以下、81: 115万円超120万円以下、91: 120万円超123万円以下

■ 摘要欄の記入について

- 前職分・他社分を含んでいる場合は、摘要欄に給与支払額、社会保険料控除額、源泉徴収税額、支払者名をご記入ください。
※前職分・他社分の記入がない場合は、前職分・他社分を含んでいないものと判断させていただきます。
- 退職所得を配偶者が受け取る場合は、摘要欄に氏名及び金額と、退配と記入してください。
- 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)を有する方で、その同一生計配偶者が、障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記入してください。(例「氏名(同配)」)。
- 所得金額調整控除の適用がある場合は、該当する要件に応じて、対象となる同一生計配偶者又は扶養親族の氏名等を記入してください。
ただし、「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄・「控除対象扶養親族」欄・「16歳未満の扶養親族」欄に対象となる同一生計配偶者又は扶養親族の氏名を記入した場合は、記入を省略できます。
- eLTA等を利用される場合で普通徴収の方については、切替理由(以下a~d)を摘要欄の最初に入力するとともに、普通徴収欄にチェックを入力してください。
a: 退職者又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者
b: 給与が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない者
c: 給与の支払期間が不定期(例: 給与の支払が毎月ではない)
d: 他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている者(乙欄適用者)
※乙欄適用又は退職年月日の入力があれば上記略号の入力は不要です。
- 租税条約適用者は適用になる金額、社会保険料の金額を記入してください。
- 海外転出・非居住者は、適用になる期間を記入してください。
上記内容以外の事を記載された場合、税額計算に反映されない場合があります。

■ 住宅ローン控除の適用がある場合

所得税の住宅ローン控除を受けていて、控除余裕額がある場合は、住宅借入金等特別控除可能額や居住開始年月日及び特別控除区分は正確にご記入ください。記入内容を基に住民税の住宅ローン控除適用額を計算するため、記入がない場合は住民税の住宅ローン控除が適用できませんのでご注意ください。

(記入例)

住宅借入金等特別控除の額		住宅借入金等特別控除の額		住宅借入金等特別控除の額		住宅借入金等特別控除の額	
住宅借入金等特別控除の内訳	1	居住開始年月日(1回目)	28年10月6日	住宅借入金等特別控除の内訳	住(特)	住宅借入金等年末残高(1回目)	3,200,000円
住宅借入金等特別控除可能額	32,000円	居住開始年月日(2回目)		住宅借入金等特別控除の内訳		住宅借入金等年末残高(2回目)	